

伊那市自衛官等募集事務に係る募集対象者情報の除外申請に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項及び自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき実施する自衛官等募集事務に係る募集対象者情報の除外申請に関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 募集対象者情報 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されている日本国籍を有する市民のうち、提供する年度に18歳又は22歳に達するものの氏名、住所、生年月日及び性別をいう。
- (2) 除外申請 自己の募集対象者情報を自衛隊長野地方協力本部へ提供することを希望しない旨の意思表示として行う申請をいう。

(事務の所管)

第3条 除外申請の受付その他自衛官等募集事務に係る募集対象者情報の提供に関する事務は、総務部危機管理課が行う。

(除外申請の対象)

第4条 除外申請の対象は、自衛官等募集事務に係る募集対象者情報に記載される情報に限るものとする。

(除外申請の方法)

第5条 除外申請は、毎年4月1日から5月31日までに除外申請書（様式第1号）を提出することにより行うものとする。ただし、当該提出期間の日が休日に当たるときは、その翌日をもって提出期間とする。

(除外申請に係る事務等)

第6条 市長は、除外申請を行う者（以下「申請者」という。）に次の各号のいずれかの書類の原本又はその写しを提出させ、当該申請者が除外対象者本人であることを確認するものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 各種健康保険の被保険者証
- (5) 官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等
- (6) その他本人であることを証するものとして市長が適当と認めるもの

2 市長は、前項に定める本人確認の書類（以下「本人確認書類」という。）の原本の提示を受けたときは、複写したものを保存するものとする。

3 法定代理人が除外申請書を提出する場合は、当該法定代理人に係る本人確認書類のほか、同一世帯でないときは、戸籍謄本その他の法定代理人の資格を証明する書

類を提示又は提出するものとする。この場合において、市長は、本人確認書類の原本の提示を受けたときは、複写したものを保存するものとする。

4 法定代理人以外の代理人が除外申請書を提出するときは、当該代理人に係る本人確認書類のほか、委任状を提出するものとする。この場合において、市長は、本人確認書類の原本の提示を受けたときは、複写したものを保存するものとする。

5 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項の一般信書便事業者若しくは同条第9項の特定信書便事業者による信書便によって除外申請書を提出するときは、本人確認書類の写しを添付するものとする。この場合において、当該除外申請書に係る封筒に消印された日付印の表示が第5条の提出期間内のものを有効とする。

（除外決定等に係る事務）

第7条 市長は、前条に規定により除外申請書が提出されたときは、内容を審査し、適当と認めたときは、除外を決定し、当該除外対象者に係る募集対象者情報（以下「除外対象者情報」という。）を除外対象者名簿（様式第2号）に登録するものとする。

2 市長は、除外を決定したときは、除外対象者に対し、除外決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 除外決定通知書は、除外申請書に記載されている住所に送付するものとする。

4 除外対象者情報を除外対象者名簿に登録したときは、自衛官等募集事務に係る募集対象者情報から当該除外対象者を削除する。

（除外登録の削除）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、除外対象者情報を除外対象者名簿から削除するものとする。

（1）除外対象者情報を提供する年度が終了したとき。

（2）除外対象者が本市から転出したとき（転入確定通知がない場合にあっては、転出届の転出異動日をもって転出したものとみなす。）。

（3）除外対象者が死亡又は失踪したとき。

（4）除外対象者の住所が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。

（5）その他市長が除外対象者を除外対象者名簿から削除する必要があると認めるとき。

（補則）

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年12月19日から施行する。

【参考】除外申請フロー

1 受付

①本人：除外申請書、本人確認証明書類

②法定代理人：①＋本人確認証明書類

（同一世帯でない場合は、戸籍謄本等法定代理人の資格を証明する書類）

③法定代理人以外の代理人：①＋本人確認証明書類＋委任状

窓口：危機管理課

期間：4月1日から5月31日

本人確認証明書類：個人番号カード

旅券

運転免許証

各種健康保険の被保険者証

官公署が発行した免許証、許可証または資格証明書等

2 除外決定

申請書および本人確認書類の確認し、不備が無ければ除外決定とする。

3 除外対象者名簿への記載

除外対象者の情報を除外対象者名簿に記載する。

4 決定通知

除外決定通知書を郵便により通知する。

5 自衛官等募集事務に係る募集対象者情報の提供

除外対象者名簿に記載された者を募集対象者情報から削除し提供する。